

# 2014 北海道最賃情報

No. 6

2014. 8. 12(火)

連合北海道最賃対策委員会

## 748円 (+14円) で結審!

### 8/12 第4回北海道地方最低賃金審議会答申

8月12日(火)第4回北海道地方最低賃金審議会において、北海道地域最低賃金の14円引き上げを4年ぶりに全会一致で結審した。異議審を経て10月8日の発効予定で、北海道の最低賃金は748円となる。

今回の改定額は、足元の物価上昇を考慮した生活できる水準という要求からして決して満足のいく改定額とは言えないが、答申書において、労働側が主張してきた雇用戦略対話合意の全国最低800円、全国平均1000円へ引き上げに道筋を付けるための表記がなされたことは、極めて大きな意味あいをもつ結果であると言える。

2008年の最低賃金法改正による、生活保護費とのかい離額は、7年の歳月を費やしたものの解消された。このかい離解消は当然のことであり、本来有るべき賃金水準のあり方を議論するスタートに立ったと受け止める。

引き続き、特定(産業別)最低賃金の引き上げと、近年、最低賃金法違反の労働者の比率が増加傾向(2012年5.5%、2013年5.3%の違反率)にあることから、改定される最低賃金の履行確保、法令遵守を求めていく。

最低賃金についてのご意見は  
連合北海道最賃対策委員会まで

TEL210-0050 FAX272-2255

mail:organization@rengo-hokkaido.gr.jp



2014年度地域別最低賃金額改正状況  
連合 労働条件・中小労働対策局  
03-5295-0517

ラ ン ク	都道府 県名	2013年度		2014年度改定		2014年度決定状況						指 定 発 効 日
		最低賃金額 時間額	時間額	最低賃金額 時間額	引上げ額 率	専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決	指 定 発 効 日	
A	東京	869	888	19	2.19%	8月4日		△☆	8月5日	△☆		10月1日
	神奈川	868	887	19	2.19%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	大阪	819	838	19	2.32%	8月11日		▲	8月11日	▲		
	愛知	780	800	20	2.56%	8月4日		○	8月5日	○		10月1日
	千葉	777	798	21	2.70%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	埼玉	785	802	17	2.17%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	京都	773										
	兵庫	761	776	15	1.97%	8月5日	有	○	—	—		
	静岡	749	765	16	2.14%	8月8日		●				
	三重	737	753	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
B	広島	733	750	17	2.32%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	滋賀	730										
	栃木	718	733	15	2.09%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	茨城	713	729	16	2.24%	8月6日		○	8月6日	○		10月4日
	長野	713	728	15	2.10%	8月5日		△	8月5日	△		10月1日
	富山	712	728	16	2.25%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	北海道	734	748	14	1.91%	8月12日		○	8月12日	○		10月8日
	岐阜	724	738	14	1.93%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	福岡	712	727	15	2.11%	8月8日		●	8月11日	●		10月5日
	奈良	710	724	14	1.97%	8月6日		○				
C	群馬	707										
	山梨	706	721	15	2.12%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	石川	704	718	14	1.99%	8月11日		▲		▲		10月5日
	岡山	703	719	16	2.28%	8月8日		○	8月11日	○		10月5日
	新潟	701	715	14	2.00%	8月8日		▲	8月8日	▲		10月4日
	福井	701	716	15	2.14%	8月8日		△☆	8月8日	△☆		10月4日
	和歌山	701										
	山口	701	715	14	2.00%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	宮城	696										
	香川	686	702	16	2.33%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
D	福島	675	689	14	2.07%	8月6日		●	8月8日	●		10月4日
	徳島	666	679	13	1.95%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	愛媛	666										
	青森	665										
	岩手	665										
	秋田	665	679	14	2.11%	8月11日	有	○	—	—		
	山形	665										
	鹿児島	665										
	鳥取	664	677	13	1.96%	8月6日		○	8月8日	○		10月8日
	島根	664	679	15	2.26%	8月11日	有	○	—	—		10月5日
E	高知	664										
	佐賀	664	678	14	2.11%	8月8日		●	8月8日	●	指	10月4日
	長崎	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	熊本	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	大分	664	677	13	1.96%	8月7日	有	○	—	—		10月4日
	宮崎	664										
	沖縄	664										
	加重平均	764										

※ 決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対  
■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席  
※ 加重平均は、厚生労働省発表による

## 平成26年度北海道最低賃金改正に関する事務局長談話

8月12日午後、北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」）は、平成26年度北海道の最低賃金を現行の734円から14円引き上げ、748円に改正し、10月8日から発効することで結審した。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層=ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

本年度の審議会は、昨年同様「経済財政運営と改革の基本方針」及び改訂「日本再興戦略」に配意した調査審議を諮問されスタートした。

本年の審議に当たって労働者側は、低賃金ながら必死で働き自立しようとしている人々の生活に深刻な影響を及ぼしている足元の物価上昇を考慮するとともに、全道から寄せられた555団体に及ぶ声を反映して審議することを主張した。また、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求め、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けることを強調した。

これに対し使用者側は、個別企業の支払い能力の限界を強調し、「中賃目安の14円」を大幅に下回る額の提示に固執した。

労働側委員は、「道内の非正規労働者数が、約96万人、比率も約43%と高く、3分の1が家計維持者であることを重視すること。年収200万円以下の労働者も40万人、割合も4分の1を超えていること」などを訴え、「生活できる水準」「仕事に見合った賃金としての適正水準」など、最低賃金のあるべき水準の議論を尽くし、昨年以上の大幅引き上げに最大限努めるよう主張した。

しかし、審議会議論は上記内容についての激しいやり取りとなり、発効日も昨年同様遅れる状況となった。労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「中賃目安などを考慮する必要もあり、14円の引き上げ」が提案された。

労働側は、引き上げに伴い、パート労働者に与える影響率（26.9%）が極めて大きいことや、使用者側が初めて14円の引き上げに合意したことなどから厳しい判断を迫られたが、最終的に4年ぶりの全会一致により結審された。

今年は、「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」全道キャラバン第2弾の行動において、全道各地で街頭宣伝活動等を実施し、労働局前での昼休み集会、札幌駅・紀伊國屋前の「早朝街宣行動」などを展開し、道民世論の喚起に向けた取り組みに全力をあげてきた。

今回の改定額は、足元の物価上昇を考慮した生活できる水準という要求からして、決して満足のできる改定額とは言えないが、2008年の最低賃金法改正による生活保護とのかい離は7年の歳月を費やしたものの、やっと解消することができた。そして労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が初めて答申書に記されたことは、極めて大きな意味あいを持つ結果であり、本来あるべき賃金水準のあり方を議論するスタートと受け止めたい。

本年度の地域別最低賃金の闘いは一定収束を図ることとするが、引き続く、特定（産業別）最低賃金の引き上げと、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けて、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守を求めていく。

この取り組みに結集された産別・単組、地協・地区連合、関係各位のご協力に感謝し、引き続き、最低賃金の大幅引き上げに向けて、今後も全力を挙げていく。

2014年8月12日

連合北海道 事務局長 出村良平

